

京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区建築条例第3条第3号クの規定に基づく認定取扱要領

令和2年8月7日

(目的)

第1条 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区建築条例第3条第3号クの規定に基づく認定（以下「認定」という。）に関し必要な事項を定める。

(認定の申請)

第2条 認定を受けようとする者は、「認定の考え方」（別紙）を踏まえ、認定申請書（第1号様式）の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 平面図、立面図、断面図
- (4) 敷地求積図
- (5) 床面積求積図
- (6) 事業計画書（第2号様式）
- (7) 事業の継続性を示す図書
- (8) これまでの文化芸術活動を示す図書（活動歴がある場合に限る。）
- (9) その他市長が必要と認める図書

(認定の審査)

第3条 認定は、別に定める、京都駅東南部等文化芸術まちづくり推進地区建築条例認定協議会設置要領の規定に基づき審査を行うものとする。協議会は、必要があると認めた場合には、関係者の出席を求め意見を聴取すること、申請者に対し事業計画の内容について説明を求めるここと及び外部有識者の意見を聴取することができる。

(維持管理義務)

第4条 建築主、所有者又は管理者は、認定を受けた用途に供する部分の適正かつ良好な維持管理に関する義務を十分に認識し、その責務を果たさなければならない。

2 建築主若しくは所有者又はその敷地の所有者は、認定を受けた建築物又はその敷地を譲渡、転売又は賃貸等をする場合は、認定の趣旨及び維持管理義

務を伴うことを譲渡、転売又は賃貸等を受けるものに対して明示するとともに、重要事項説明書、管理規約、売買契約書（賃貸の場合は賃貸契約書）等に、認定を受けた用途に供するものであることを記載しなければならない。

（定期報告）

第5条 建築主、所有者又は管理者は、維持管理に関する責任者を定め、1年に1度、事業報告書（第3号様式）に、その他市長が必要と認める図書を添えて、認定を受けた用途に供する部分の事業の実施状況を市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に定める定期報告とは別に、必要に応じて建築主、所有者又は管理者に、認定を受けた用途に供する部分の事業の実施状況について報告を求めることができる。

（補則）

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附則

この要領は、令和2年8月7日から施行する。